

## 令和 3 年度仙台市認知症施策の主な取組み【拡充】

### 1 全市版認知症ケアパスの見直しについて

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症に関するサービス提供の流れ等を示した「認知症ケアパス」を作成し、その普及・啓発を進めてきた。この「認知症ケアパス」をより伝わりやすく、最新の情報に対応できるように、昨年度より、「全市版認知症ケアパスの見直し」ワーキングを開催している。今年度も引き続き見直しワーキングを開催し、今年度内に製本配布を予定している。

実施方法：昨年度編成したワーキンググループを継続する。これまでの打合せ内容を元に見直しを進める。

スケジュール：今年度数回のワーキンググループ開催を予定。(Web開催やメール等での書面開催含む)。令和 3 年度中に原稿製本配布予定。

### 2 仙台市認知症初期集中支援推進事業における初期集中支援チーム体制について

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築してきた。

現在、市直営チームとして、青葉区・宮城野区・泉区の 3 区合同チーム、若林区チーム、太白区チームと、医療法人社団清山会への委託チームの計 4 チームが稼働している。

地域における支援者間の連携をさらに促進するとともに、タイムリーな支援提供を目指し、令和 4 年度より区直営チームを各区に配置することを予定している。今年度中に各区と協議をしながら、チーム体制を整備する。

### 3 認知症介護基礎研修の無資格介護職員への義務化及びeラーニング化について

令和 3 年度介護報酬改訂では、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講を義務化している。義務化については 3 年の経過措置期間が設定されており、令和 6 年度より完全義務化へ移行する。

それに伴い、認知症介護研修に係る要綱等も一部改正され、研修対象者として「医療・福祉関係の資格を有さない者等」が追加され、新たに認知症介護基礎研修を原則として eラーニング形式により行うものと記された。本市でも令和 3 年度中に認知症介護研究・研修仙台センターが提供する eラーニング研修を導入し、市内対象事業所へ案内する。